

論文 (査読付き)

認定 NPO 法人の制度とその課題

—米国の 501(c)(3) 団体の免税資格申請との比較を中心として—

上原 優子

(立命館アジア太平洋大学サステイナビリティ観光学部)

—要旨—

特定非営利活動法人 (NPO 法人) は、地域社会発展のために必要な、公共サービス提供の一翼を担うものとして期待されてきた。2001 年には NPO 法人の税制上の優遇措置を可能とする、認定特定非営利活動法人制度 (認定 NPO 法人制度) も発足し、その活動の後押しもなされた。しかし、認定特定非営利活動法人 (認定 NPO 法人) は制度発足後 20 年以上が経過した現在も、1,300 法人に満たないのが現状である。認定 NPO 法人となるための申請・更新は、組織にとって負担が大きい一方、認定が得られず法人としての信用を失うリスクが高いことも、認定申請が少ない原因となっている。

米国の非営利組織は GDP の 5.6% を占めるほどに成長している。中でも重要な位置を占める、内国歳入法第 501 条 c 項 3 号に規定された免税団体の状況とその免税資格の申請制度に焦点して日本の NPO 法人と比較すると、米国には組織規模による負担を考慮した段階的な制度があり、免税団体としての認定率が高いことなどが確認できた。

しかし、米国の免税資格制度の運用にも問題点はある。とりわけ簡易版免税認定申請書 (Form 1023-EZ) のあり方と、内国歳入庁 (IRS) が免税資格申請に対して適切な審査ができていないのではないかという批判は、制度を揺さぶることもなかりかねない懸念すべき事項である。

本稿では、米国の非営利組織の免税資格申請制度と認定率の状況に着目しながら、「現行の制度のあり方と運用状況の日米の違い」を浮き彫りにし、米国の制度のあり方から得られる知見を基に、認定 NPO 法人制度の改善点について検討する。

[キーワード] 認定特定非営利活動法人 (認定 NPO 法人)、税制優遇、内国歳入庁 (Internal Revenue Service, IRS)、内国歳入法 (Internal Revenue Code, IRC)、内国歳入法第 501 条 c 項 3 号 (IRC501(c)(3))、免税認定申請書 (Form 1023)、簡易版免税認定申請書 (Form 1023-EZ)

1. はじめに

1998 年に特定非営利活動法人 (以下、NPO 法人) の制度が発足してから約四半世紀が経過した。2000 年代に登場した「新しい公共¹⁾」や、現在取り組まれている「新しい資本主義」の構想は、従来行政が独占してきた公共サービスの提供について、地域住民や地域組織、NPO 法人、企業など、民間の多様な主体も等しくそのサービスの提供者となり得るとの認識に立っている。官民が協働して地域社会を持続的に発展させるといふこの考え方の中で、NPO 法人が果たす役割は大いに期待されてきた。NPO 法人に関する税法や会計基準などの諸制度も着々と整備されてきた。

しかし、NPO 法人は慢性的な人材不足や資金調達の困難さ、活動を継承する後継者の不在など、さまざまな問題も抱えている。そして、本稿の主題である、認定特定非営利活動法人 (以下、認定 NPO 法人) については、その制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

認定 NPO 法人の制度は、NPO 法人のさらなる活性化を目指し、税制上の優遇措置を認めるものとして、米国の制度を参考にしながら 2001 年に創設された。このため、日米の法人税課税や寄付金控除の仕組み等を扱った岩田 (2004) や、「優遇税制における法人格を取得する段階」「法人税が免除される段階」「寄付金税制が受けられる段階」の 3 段階に分けて日米の制度比較を検討した今枝 (2003) など、日米の税制優遇制度の比較を行っ

た研究はいくつか存在する。しかし、本稿のように免税資格を獲得する入り口となる「免税資格申請」の制度や、申請後の「認定率」を議論の中心とした研究はほぼ皆無である。

また、認定NPO法人となるために申請した結果、申請の可否がどのように判断されたのかについては公開されていないことから、申請時の課題や問題点について詳細に把握することは困難である。NPO法人の認定に関する情報として存在するものは限られており、内閣府が定期的に行うNPO法人に関する実態調査以外には、認定NPOを目指すNPO法人から声が上がリ、その声を基にした報道記事などがいくつか見られる程度である。

内閣府国民生活局（2004）は、認定NPO法人制度が策定された初期から「認定NPO法人制度の活用増進に向けた課題」として、①NPO法人に対する寄付意識の向上、②認定NPO法人制度に関する普及啓発、③NPO法人に対する申請手続きや会計処理に対する支援の充実、④認定要件等、制度面における検討、の4つを挙げている。これらの課題については、その後しばしば改善策が試みられたものの、問題の多くが解消しているとは言いがたい。2010年に日本経済新聞は、「認定NPO伸び悩み 1%以下、国は制度見直しへ」の見出しで記事を掲載し、同じく2024年には「認定法人は1,212団体で全体の約2%にとどまる（中略）認定要件の厳しさや申請手続きの煩雑さを敬遠する法人が少なくないとの指摘がある」と記載した。

認定NPO法人制度の普及が遅々として進まないこのような状況を受け、本稿は認定NPO法人の制度が活用されない要因について検討し、その改善に向けた手がかりを見出すことを目的としている。そしてその解決の糸口として、米国の非営利組織の制度、中でも特に税制上の優遇措置を受けるための免税資格申請のあり方や、認定率の実態に注目する。

本稿では、まず日本におけるNPO法人および認定

NPO法人の概況を説明し、次に税制優遇を受けることが可能となり、組織への信頼が高まると考えられている認定NPO法人制度がなぜ活用されていないのか、その原因について言及する。また、米国の免税団体の代表格である、内国歳入法第501条c項3号（以下、501(c)(3)）に該当する団体（以下、501(c)(3)団体）の状況を説明し、同団体に係る制度と認定NPO法人制度を比較する。「現行の制度のあり方と運用状況の日米の違い」を浮き彫りにしながら、米国の制度のあり方から得られる知見を基に、認定NPO法人制度の改善点について論究するものである。本稿はこれからの認定NPO法人制度を検討するにあたり、重要な観点を提供するものとする。

2. 日本の認定 NPO 法人の制度と問題点

2.1 NPO 法人の概況

1995年に生じた阪神・淡路大震災を契機にボランティアを中心とした市民活動の取り組みが注目され、それらの活動団体に法人格を与えることを目的に、1998年12月に施行されたのが特定非営利活動促進法（以下、NPO法）である。NPO法は市民活動の活性化を重要視し、自主的な法人運営の尊重、情報開示を通じた市民の選択と監視を制度の根幹としている。

法人数はNPO法の成立以降、図1のように急速に増加した。しかし、2017年の51,866法人²⁾をピークにここ数年は減少傾向にあり、2024年4月末時点では49,852法人となっている。

兩宮（2000）によれば、NPO法の制定にあたって論点となったのが、①民間非営利団体が幅広くかつ簡易に法人格を取得できること、②寄付等の税制優遇が認められ、活動資金を獲得し易くすること、③活動の情報公開を義務付け、活動内容を市民がチェックすることができること、の3点であった。この3つの論点はその後の数回の法制度の改定、税制優遇を促進する認定NPO法人

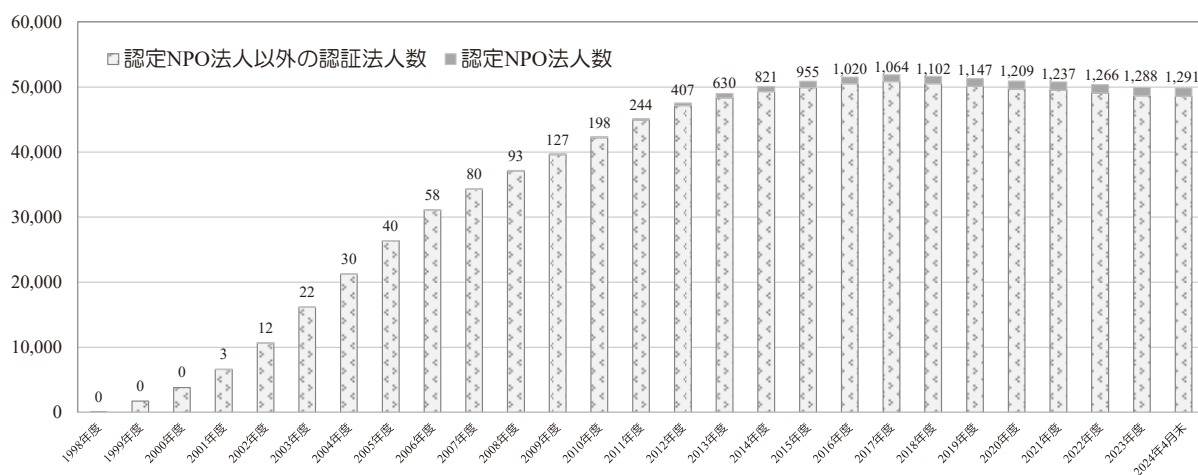


図1 特定非営利活動法人・認定NPO法人数の推移（グラフ上数値は認定NPO数）

内閣府NPOホームページ：「認証・認定数の推移」を参考に作成

制度の導入、NPO法人会計基準の制定などにより、徐々に整理された。評価する立場によってさまざまな意見はあるものの、現時点で上記の3つの論点について、制度上は一定の解決をみた形となっている。

しかし、制度上の整備が推進され、法人数は増えたものの、NPO法人はさまざまな問題も抱えている。内閣府（2021）によれば、所轄庁にNPO法人設立の認証を受けた認証法人（認定・特例認定法人を除く）³⁾では「人材の確保や教育（62.0%）」、「後継者の不足（43.8%）」、「収入源の多様化（42.9%）」などが問題として認識されている。また、認定・特例認定法人においても、「人材の確保や教育（66.7%）」、「収入源の多様化（56.4%）」、「後継者の不足（46.2%）」についての問題意識は高い。NPO法が制定されてから約四半世紀が経過した現在、代表者が60代以上のNPO法人は7割近くに上り⁴⁾、活動を継ぐ若い後継者の出現が望まれている。そして後継者を確保するためには、NPO法人が若い世代にとって魅力ある、将来性を感じられる組織であることが必要である。

だが、現実には図2のように、認証法人の年間収益の中央値は348.9万円、平均値が2,198.8万円、1,000万円以下の収入規模の法人が約63.7%とその大半を占めている。税制優遇を得た認定・特例認定法人の場合は、中央値が2,354.8万円、平均値が9,599.9万円、1,000万円

以下の規模の法人は約32.0%である。一方で1億円超の組織も17.8%あり、これは認証法人の3倍以上になる。

収益規模から考えれば、認定・特例認定法人であっても有給スタッフを存分に雇用し、運営を安定させることが厳しい法人が多いことが予想される。しかしながら、認証法人と認定・特例認定法人の収益の現状を比較すれば、認定NPO法人制度は組織基盤を多少なりとも堅固なものとする要素となっているということがわかる。結果として認定NPO法人の増加は、「新しい公共」や「新しい資本主義」の実現を促進するという趣旨に沿った、「NPO法人が若い世代にとって魅力ある」組織となることの後押しをしているということが出来る。

2.2 認定NPO法人制度の概要とその利点

内閣府は認定NPO法人制度について、「NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度」⁵⁾と説明している。制度の開始時は国税庁が認定事務を実施していた。当時は認定要件の難易度が高く、制度の利用が少なかったという問題がしばしば指摘された。

その後、数度の法改正により認定要件は緩和され（表1参照）、認定事務も所轄庁に移管された。認定件数は以前よりは増加傾向にあるが、それでも2024年度4月末現在、認定NPO法人は1,291法人と、NPO法人数全

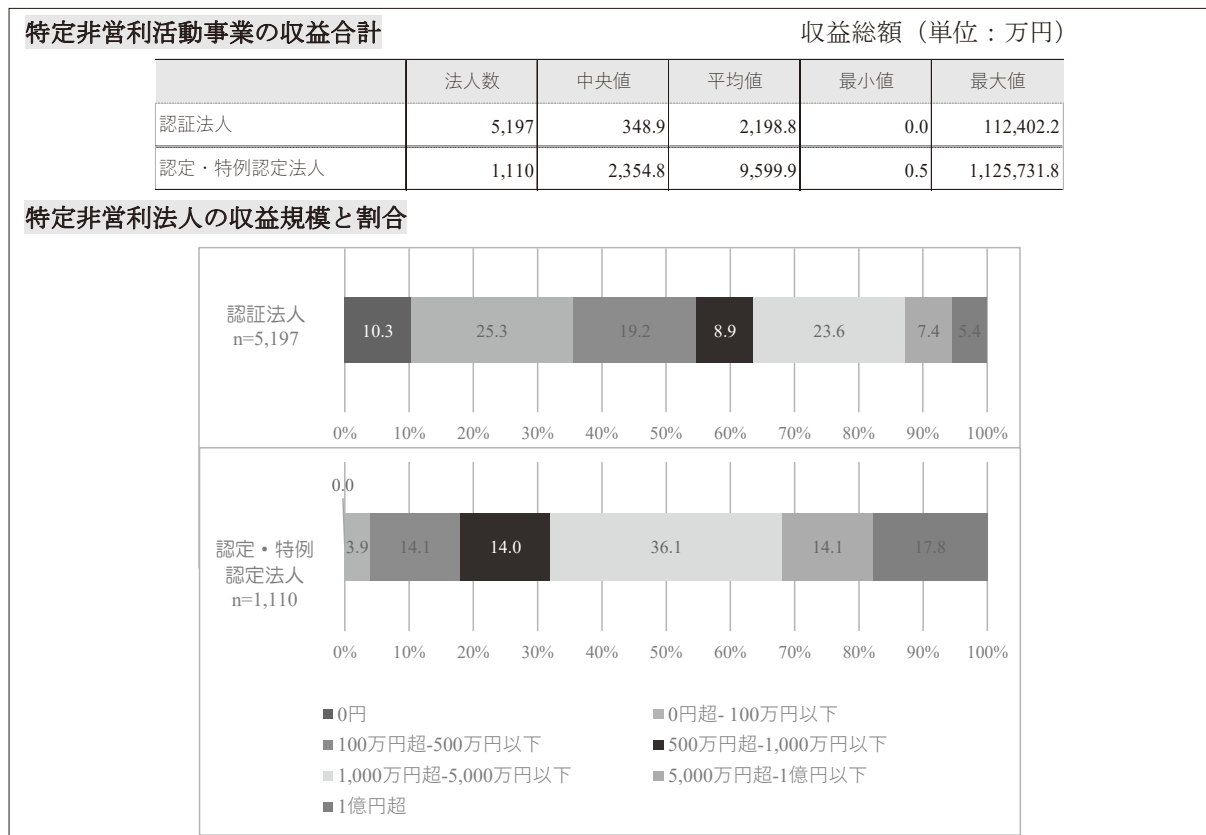


図2 特定非営利活動と収益規模

内閣府（2021）参照

表1 認定NPO法人制度の主な改正とその内容

年 度	内 容
平成13年10月～	制度の施行
平成14年度改正	認定要件の緩和
平成15年度改正	認定要件の緩和、みなし寄付金制度
平成17年度改正	認定要件の緩和、申請手続きの簡素化
平成18年度改正	認定要件の緩和、閲覧書類の簡素化、小規模法人の特例
平成20年度改正	認定要件の緩和、申請手続きの負担軽減
平成22年度改正	認定手続の簡素化等
平成23年度改正	PST要件の見直し等
平成28年度改正	制度の使いやすさと信頼性向上のための整備
令和2年度改正	設立・運営の手続きをより迅速かつ簡素にし、NPO法人の事務負担軽減をするための措置

内閣府NPOホームページ：「認定NPO法人制度の主な改正の経緯」参照

表2 認定NPO法人になるための基準

認定の基準	
<ol style="list-style-type: none"> パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること 運営組織及び経理が適切であること 事業活動の内容が適切であること 情報公開を適切に行っていること 事業報告書等を所轄庁に提出していること 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと 設立の日から1年を超える期間が経過していること 	
※上記の基準を満たしていても、暴力団または暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当するNPO法人は認定を受けることができない。	
パブリック・サポート・テスト（PST）の基準	
相対値基準	実績判定期間における経常収入金額のうち寄付金等収入金額の占める割合が1/5以上であることを求める基準
絶対値基準	実績判定期間内の各事業年度中の寄付金額の総額が3,000円以上である寄付者数が、年平均100人以上であることを求める基準
条例個別指定	認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県または市区町村の条例により個人住民税の寄付金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準（認定申請書の提出前日までに条例の効力が生じている必要がある）

内閣府NPOホームページ：「認定制度について」参照

体から見れば3%にも満たない⁶⁾。

認定NPOとなるための審査には、書面審査と現地調査（現地確認）の2段階がある。認定の審査を行う所轄庁や状況によってばらつきはあるが、一般に申請から認定を得るまでには約6ヶ月かかると言われている。

表2のように、認定NPO法人となるには一定の基準を満たす必要がある。公益性の判断は、パブリック・サポート・テスト（Public Support Test。以下、PST）により、一般市民からの支援の度合いで測定される。高い公益性が求められるだけでなく、法令等を遵守した適正な組織運営と、徹底した情報開示による高い透明性が求められる⁷⁾。

認定NPO法人として認められることにはさまざまな

利点がある。まず、税制優遇を受けることができる。寄付者（個人・法人）が税制優遇を受けることができるため、寄付額が増加する可能性が高まる。

また、一般のNPO法人は「認証」、つまり法令に適合しているかが審査され、所轄庁は要件が満たされていれば原則として法人の設立を認めるが、認定NPO法人の場合は「認定」、すなわち一定の事実または法律関係の存否を有権的に確認することによって認められる。このため認定NPO法人となることは、一定の水準を達成した組織であることを証明することになり、対外的な信頼性が高まることにつながる。

さらに副次的な利点として、認定NPO法人を目指す過程でNPO法人は、書類等を整備して提出することが

要求されるため、提出書類に記載された内容に沿った「認定NPO法人に適格な組織」としての活動が徹底される。認定基準を満たす組織として努力した結果、法人内部の体制整備への意識も高まる。認定を取得する意義について検討するプロセスでは、組織のミッションや将来の方向性を改めて問いかける契機にもなる。

2.3 認定NPO法人制度が抱える問題点

さまざまな利点がある認定NPO法人の制度であるが、制度が発足して20年以上が経過した2024年4月末時点でも、認定を取得した法人は1,300法人にも満たない。認定NPO法人の2020年度の寄付金額は全体で437.8億円、その他の収益を加えても1,166.3億円程度である⁸⁾。

日本の非営利組織に関するデータは点在しており、非営利組織全体、あるいはNPO法人や公益法人などの法人形態ごとの実績や活動状況が毎年継続してまとめられたような資料は存在しないが、寄付白書発行研究会(2021)によれば、日本における2020年の個人寄付は1兆2,126億円(内、ふるさと納税6,725億円)、2019年の法人寄付が6,729億円、個人寄付の名目GDP比は0.23%である。非営利組織にとって寄付は組織運営の要だが、米国の2020年の個人寄付が名目GDP比1.55%であることを考えると、日本の個人寄付の規模は米国にはるか及ばない。認定NPO法人への寄付額は、「官民が協働して地域社会を持続的に発展させる」という目的に対

して、あまりに規模が小さい。

認定NPOの制度はなぜ活用されていないのだろうか。その理由の1つは、認定NPO法人の申請をすること自体、心理的ハードルが高いということが挙げられる。認定を受けるために書類が所轄庁に提出されると、所轄庁職員が申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合もある。実態確認が実施される場合は、参考資料としての書類の提示・提出が求められる可能性もある⁹⁾。この点は一般のNPO法人が、要件を満たせば法人設立の認証を得られるのと大きく異なる点である。

また、認定の申請時はもちろん、認定NPO法人となった後も、作成する情報公開書類などが増加する。特に税制優遇を受けることから、寄付者の管理を厳格に行うことが求められる。認定維持のために基準を随時確認する作業が発生し、事務負担も増大する。図2に示すように、年間収入が1,000万円以下の小規模なNPO法人が6割以上を占める中で、そのような事務負担増に耐えられるのかという懸念は、認定申請の大きな壁となっている。

さらに、認定の取得を目指すNPO法人は多くの場合、PSTの基準を満たすために積極的に支援者に呼びかけ、寄付を募って申請へと向かうことになる。このため、認定申請をして認定を得られない場合、当該NPO法人の信用の失墜につながりかねない。加えて、認定NPO法人には5年ごとの認定の更新が必要である。更新ができ

表3 認定申請数と認定率—所轄庁別認定率下位・上位12位(2023年8月末現在)

所轄庁名	認証法人数 (認定・特例含む)	これまでの申請受理数 (含申請中)	申請数の内 審査済	認定法人 (%) (現在数+失効数)/ 審査済数	認定法人 (%) 現在数/審査済数	不認定 (%) 不認定数/審査済数	申請取下げ (%) 申請取下げ数/ 審査済数	取消 (%) 取消数/審査済数	失効 (%) 失効数/審査済数
広島市	339	15	14	28.6%	14.3%	0.0%	71.4%	0.0%	14.3%
鹿児島県	859	8	8	50.0%	37.5%	0.0%	50.0%	0.0%	12.5%
沖縄県	467	16	16	50.0%	43.8%	0.0%	50.0%	0.0%	6.3%
奈良県	503	9	9	55.6%	44.4%	22.2%	22.2%	0.0%	11.1%
東京都	8,916	719	700	56.3%	43.7%	0.4%	43.3%	0.0%	12.6%
愛媛県	510	14	14	64.3%	57.1%	7.1%	21.4%	7.1%	7.1%
福岡県	789	20	20	65.0%	45.0%	5.0%	25.0%	5.0%	20.0%
三重県	752	12	12	66.7%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
大分県	446	9	9	66.7%	55.6%	0.0%	22.2%	11.1%	11.1%
名古屋市	859	49	46	67.4%	65.2%	0.0%	32.6%	0.0%	2.2%
大阪市	1,366	80	80	68.8%	65.0%	1.3%	30.0%	0.0%	3.8%
鳥取県	297	13	13	69.2%	61.5%	0.0%	30.8%	0.0%	7.7%
滋賀県	560	36	36	94.4%	63.9%	0.0%	5.6%	0.0%	30.6%
横浜市	1,501	76	74	97.3%	91.9%	0.0%	2.7%	0.0%	5.4%
茨城県	861	22	21	100.0%	81.0%	0.0%	0.0%	0.0%	19.0%
新潟県	459	10	10	100.0%	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%
富山県	394	6	6	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福井県	244	5	5	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
香川県	394	10	9	100.0%	88.9%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
宮崎県	441	6	6	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
さいたま市	390	13	11	100.0%	81.8%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%
新潟市	256	11	11	100.0%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%
浜松市	230	9	9	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
熊本市	296	7	6	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全国計	50,133	2,082	2,024	73.6%	61.1%	0.6%	25.4%	0.3%	12.5%

※「これまでの申請受理数」は現在の認定法人数、不認定数、申請取下げ数、取消数、失効数を含む
内閣府NPOホームページ：「認定・特例認定NPO法人数等(所轄庁別)」「所轄庁別認証・認定数」参照

なければ新規で申請する場合以上に、組織として大きなダメージを受ける可能性がある。

一方、実際に認定NPO法人となることができた場合は7割程度である(表3参照)¹⁰⁾。また、一度認定の申請をしたものの、申請の取下げをしたNPO法人も約1/4存在する。取下げの事情は開示されないため不明だが、認定を獲得するための準備や組織整備の負担が予想以上に大きく、取下げに至ったものも相当数あると予想される。

さらに、認定NPO法人制度には「認定基準は基本的には客観的、形式的に規定されるもの¹¹⁾」という前提があるが、表3のように所轄庁別の認定率下位・上位12位の状況を比較すると、認定率は所轄庁によってかなり異なる。認定率が低い順にまとめてみると、最も低いのは広島市で28.6%、申請数の多い東京都は56.3%(5位)、大阪は68.8%(11位)である。一方、認定率が高い上位10の所轄庁の認定率は100%であり、横浜市は97.3%(認定率の高い方から11番目)である。もちろん、所轄庁の裁量によって認定の可否はされるものであるが、認定の可否の理由は開示されていないため、所轄庁の認定決定の温度差については検証が必要との声も上がっている。

こうしたさまざまな認定法人をめぐる議論は、国会などでも取り上げられている。例えば、第211回国会内閣委員会第9号によれば、「多くの社会的課題を国だけが主体となって解決していくことは困難であり、民間が主体的に課題解決に取り組める社会を目指す必要がある」「NPOを始め、多様な主体がプレーヤーとして活躍していくことが重要である」との政府の方針が改めて確認された上で、認定NPO法人については「認定制度の要件が厳し過ぎるのじゃないかという声が当事者から多く届いている」「所管庁によって認定基準にばらつきがあるということは、これはおかしい」「東京都については、申請受理件数が当然多いわけですが、その割には認定数とか認定割合が少ない(中略)何よりも取下げ件数というのが突出して多い」との意見が出された。

なお、これらの意見に対しては、「所轄庁の実務担当者との定期的な意見交換等を通じて、実務審査等に関するノウハウの共有を進めるとともに、その実態を把握し、必要な助言を行ってまいりたい」との返答がなされている。

2.4 認定 NPO 法人制度において検討すべき論点

これまで認定NPO法人制度の普及はなかなか進まなかった。制度の普及には、日本国内のNPO法人に対する寄付意識の向上が必要不可欠だが、認定NPO法人制度が普及することが、市民や企業の寄付を促進し、結果としてNPO法人の活動が支えられるものとなり、「寄付文化」の醸成につながるという、表裏一体の関係にもある。この因果性のジレンマをどこかで断つことが必要で

ある。

一般に、ある制度が有効と言えるかどうかは、制度の目的や対象に依存するため、利用される割合は1つの指標に過ぎない。逆に、制度を利用する割合が低くても、その目的が十分に達成されている場合には、その制度は有効であるということが可能である。認定NPO法人制度の場合はどうであろうか。制度を利用する割合が極めて低いことは明らかである。そして、制度の主旨がNPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置を設けたものであることを考慮すれば、その目的が十分に達成されているとは言い難い。制度が有効なものとなるには、何かしらのさらなる改善が必要である。

認定の取得が低迷する理由を、「NPO法人側」から見た場合、「2.3 認定NPO法人制度が抱える問題点」にあるように、①心理的ハードルが高いこと、②認定NPO法人申請時やその後の事務負担の増加、の2つがある。①の心理的ハードルが高い、の内容には認証とは異なる「審査」に対する不安、認定を得られなかった場合に信用失墜の危険性があること、認定の可否の理由の開示がない一方で、所轄庁ごとに認定割合が異なるなど不透明な要素が多いこと、などが挙げられた。

認定NPO法人の公益性の認定は、PSTにより団体への多くの人々の寄付がその団体の公益性の証明に代替されている。このため、審査基準を安易に下げるとは、制度自体の信頼性を損なうことになる。一方で、認定基準は客観的、形式的に規定されるものであるべきだが、所轄庁によって認定の状況が異なるのではないかという議論が出るような事態は、認定NPO法人になろうとするNPO法人にとって大きな心理的負担になる。審査の実態が把握され、基準がしっかりと満たされていれば認定されるという安心感が生まれることが重要である。また、②の認定NPO法人申請時やその後の事務負担の増加について、何らかの考慮がされることも認定NPO法人制度を活性化させるために検討すべき事項であろう。

以下では、これらの論点を念頭におきながら、米国の非営利組織、中でも重要な位置付けにある501(c)(3)団体の制度のあり方とその実態について説明し、認定NPO法人制度がより活用されるようになるための手がかかりについて検討したい。

3. 米国の非営利組織と免税資格

3.1 米国の非営利組織と 501(c)(3) 団体の概要

米国の非営利組織の制度は、その設計や文化的あるいは歴史的背景が日本のNPO法人の制度とは異なるが、NPO法人の税制優遇の制度を検討する過程では、多くの側面から参考にされてきた¹²⁾。米国の非営利組織の成長に大きく寄与した要因の1つが税制にあったためである。

米国において非営利組織は最も信頼される組織の1つであるが、非営利組織全体の定期的かつ継続的なデータ

の収集や、その健全性等を評価するような報告書などは存在せず、あっても散発的なものが多い。ここでは入手可能な情報を提示しながら、米国の非営利組織に係る制度全般について言及した上で、501(c)(3)団体とその免税資格申請の状況を中心に説明する。

米国には多様な目的を持った非営利組織が存在し、GDPの5.6%は非営利組織によるものであると言われる¹³⁾。また、雇用の10%を占めるとも言われ、小売業と製造業に次いで3番目に大きな労働力を有する。連邦政府としての統一的な非営利法人の設立に関する法律は存在せず、非営利法人の扱いは登録する州によって異なる。一方、連邦税において税制優遇を受けることができる非営利組織については、内国歳入法（Internal Revenue Code。以下、IRC）に規定されている。法人は基本的に連邦に対しては連邦税、州に対して州税を支払い、連邦税は米国の組織全体に対して適用されるが、州税は州ごとに制度が異なる。

内国歳入庁（Internal Revenue Service。以下、IRS）に認められた組織は、連邦税における各種の税制優遇を受けることができる。この税制上の優遇を受けるためには、各組織はIRSに申請をしなければならない。課税の優遇を受ける非営利組織にはさまざまな種別があるが、501(c)(3)団体は他の組織よりも税制優遇が大きい。なお、この免税資格の申請は、法人格なき社団や信託（Trust）などであっても可能である。ただし、全ての類型の法人が申請できるわけではない。私的利益の追求ができない、構成員に対する利益の分配ができないタイプの組織であることが最低限必要である。また、立法に影響を与えるロビー活動や政治運動を行う組織であってはならないとされている。

非営利組織の中でも501(c)(3)団体は重要な位置にある。約180万あると言われる米国の非営利組織の内、約150万は501(c)(3)団体であり、その支出総額はおよそ\$1兆9,400億（約281.3兆円）¹⁴⁾、収入・支出ともに非営利組織全体の約75%を占めている¹⁵⁾。つまり、501(c)(3)団体は非営利組織全体の牽引役となっている。日本で「米国のNPO」と言う場合、一般に501(c)(3)団体を指すことが多いのもそのためである。

501(c)(3)に規定される免税の目的は、慈善、宗教、教育、科学、文学、公共安全試験、国家的または国際的

なアマチュアスポーツ競技者の育成、子どもまたは動物の虐待防止であり、501(c)(3)団体となるにはこのいずれかに該当することが必要である。

501(c)(3)の適用を受ける非営利組織の中でもPSTなどの一定の要件を満たした組織はパブリック・チャリティ（Public Charity、公益慈善組織。以下、PC）と呼ばれ、それ以外の組織はプライベート・ファンデーション（Private Foundation、私立財団。以下、PF）と呼ばれて区別される。PFの組織数は、PCの1/10程度である。表4は、PCを年間総収入の規模別にどの程度あるのかを表したものだが、およそ76%が年間総収入\$0-99K（0円-約14.4百万円）の範囲にある小規模な組織であることがわかる。

PSTは、対象となる組織が個人、法人等から寄付や助成金、補助金等を受けているか、金額の多寡ではなく広く多くの者から支援されているかを確認するものとして、1969年にIRCに規定されたものである。活動が広く人々に支持され、公益的な活動を十分に果たしているかという視点が盛り込まれたのだ。さらに、寄付者が税制優遇を濫用することを防止するという意味も、このPST導入にはあったと言われる。

PFは1つの家族や会社からの贈与など、主要な資金源が単一であるのが一般的である。主たる活動も、慈善活動を直接行うのではなく、他の慈善組織や慈善活動を行う個人に対して助成する形式であることが多い。PCはPFに比べて公益性が高い組織であると考えられ、税制上の優遇もPCの方が大きいという特徴がある。なお、ある組織がPFの定義から外れたとしても、状況を記載した免税認定申請書（以下、Form 1023）をIRSに提出し、判定を受けない限り、原則その組織はPFとみなされる。

3.2 免税認定申請書 Form 1023 と Form 1023-EZ

501(c)(3)団体となることを希望する組織は、原則としてForm 1023に必要事項を記入してIRSに申請する。Form 1023は、組織を設立した月の末日から27ヶ月以内にIRSに提出する義務がある¹⁶⁾。Form 1023はPart IからPart Xまでの本文が18頁あり、付属明細書（Schedule A～F）を含めた総頁数は40頁にもなる¹⁷⁾。全ての組織がForm 1023の全頁を記入する必要はない

表4 年間総収入別のパブリック・チャリティ（PC）の割合

年間総収入	割合
\$0-99K	76%
\$100K-499K	13%
\$500K-999K	3%
\$1M-4.9M	5%
>\$5M	3%

Candid. (2021) 参照

が、基本定款やその他必要に応じた書類を添付することが必要であるため、典型的な申請書類一式は50～100頁に及ぶ。初心者が申請書の作成する場合、100時間以上かかるとも言われる¹⁸⁾。

一方、2014年7月より使用されるようになった、小規模団体が提出可能な簡易版免税認定申請書（以下、Form 1023-EZ）は、Part IからPart VIまでの3頁の本文のみで、Form 1023のように基本定款等の書類を添付する必要もない。Form 1023-EZを利用できる小規模と言われる団体は、以下の全てを満たす組織である。

1. 今後3年間（申請年度および次の2年間）の年間総収入が、いずれの年度においても\$50,000以下（約725万円以下）であると予想される。
2. 過去3年間の年間総収入が\$50,000（約725万円）を超過しない。
3. 総資産の公正価値が\$250,000（約3,625万円）を超えない。

上記の1.～3.の収入等の規模に関する3条件に加え、IRSが用意するForm 1023-EZの説明資料¹⁹⁾には、適格性を確認するための質問リストがある。このリストにある質問は、上記の3つと合わせて30問になる。4.以降の質問全てにあてはまらない組織（つまり全て「No」と回答できる組織）は、Form 1023-EZによる申請が可能になる。4.以降の質問には、「4. 米国以外の外国の法により設立されているか」「5. 送付物の宛先が外国であるか」「6. テロリスト組織に関連する団体（第501条p項のテロ組織の免税資格停止に基づき資格停止処分を受けた団体の後継団体）であるか」などの項目が列挙されている。

Form 1023-EZの導入には、IRSによる不当な監視によってForm 1023の受理が遅れたのではないかと、議員やTea Party（保守派の政治運動）からの批判が背景にある。IRSは批判を受けてForm 1023を簡略化し、承認手続の時間短縮を図った。IRS自体の予算削減も、Form 1023-EZ導入のきっかけの1つとなったと言われている。

Form 1023-EZのような組織規模と負担について配慮された制度は日本にはないものであり、米国の制度の大きな特徴である。Form 1023-EZを提出する小規模な

組織でも、501(c)(3)団体のPCとして広範な税制優遇を享受するためにはPSTの要件を満たす必要があるが、表4に示したように大半のPCが小規模であることと、Form-1023-EZの申請により免税資格を得られることを併せて考えると、免税資格の申請時点で過度な負担はないものと考えられる。

なお、IRSは2段階の申請手数料体系を採用している。非営利組織がForm1023を提出する場合は\$600を、Form 1023-EZを提出する場合には\$275の申請手数料を支払う。また、申請以降のIRS側の処理期間は、Form 1023については平均3～6ヶ月と言われる。申請者が一般的には大規模または複雑な組織であることから、綿密な審査が必要となり、状況によっては9ヶ月～12ヶ月かかることも珍しいことではない。一方、Form 1023-EZを使用した場合、IRSの処理期間は平均2～4週間程度であると言われる。

免税資格の取得以後、各組織は資格の維持のために連邦や州から課される義務を果たすことが必要になる。連邦に対する義務には、IRSに対してForm 990と呼ばれる年次報告書を提出し、財務情報を開示することが挙げられる。この年次報告書も、資産や収入規模によって提出する形式が異なる。中小規模団体向けに簡略化されたForm 990-N（電子申告e-Postcard）やForm 990-EZの様式が整備され、Form 1023と同様に組織規模によって作成する報告書類が異なる（表5参照）。ただし、PFは組織規模に関係なく、一律Form 990-PFの様式を使用する。他にも税制優遇を受けるための義務として、役員会の議事録の作成や会計帳簿の適正な記録・保管などがある。

IRSの免税資格は、一度取得すれば更新する必要がない²⁰⁾。この点も日本とは異なる点である。ただし、組織として不適格であると判断される場合には、IRSによって資格が取り消されることがある。501(c)(3)団体としての資格が取り消される例には、Form 990等の毎年提出が求められる書類を3年連続で提出しなかった場合²¹⁾、団体の活動が私的利益・便益に関与している場合、実質的なロビー活動や政治活動に関与している、組織の目的と無関係な活動から生じる事業所得が多すぎる、などの場合が挙げられる。

2018年度から2021年度に提出された、合計106,218件のForm 1023の内、IRSは101,220件(95%)

表5 IRSへの提出書類（Form 990）

状態		提出書類
パブリック・チャリティ	年間総収入\$5万以下	Form 990-N（電子申告 e-Postcard）
	年間総収入\$20万未満かつ総資産\$50万未満	Form 990-EZあるいはForm 990
	年間総収入\$20万以上または総資産\$50万以上	Form 990
プライベート・ファンデーション		Form 990-PF

IRS：“Form 990 Series Which Forms Do Exempt Organizations File Filing Phase In” 参照

表6 免税資格申請に関する日米比較

項目	米 国 501(c)(3)団体		日 本 認定NPO法人
	Form 1023	Form 1023-EZ	
認定までの期間	3~6ヶ月	2~4週間	約6ヶ月
申請数に対する認定率	95%	87%	74%
申請数に対する否認率	1%	1%	1%
更 新	なし		5年ごと
申請手数料	\$600	\$275	なし

筆者作成

を承認し、否認したのは1%未満である。同期間中にIRSは、248,832件のForm 1023-EZの申請の87%を承認し、否認したのは1%未満であった。2つの申請書の認定率が異なる主な理由は、不備があって返送された申請書の数の違いである。Form 1023の1%未満が申請者に不備として返却された一方で、Form 1023-EZの返却は約11%である²²⁾。申請書全体のForm 1023-EZの割合は7割を超えており、多くの団体がForm 1023-EZを使用して501(c)(3)団体となっている。

米国でForm 1023やForm 1023-EZを使用して免税資格申請をした場合と、日本で認定NPO法人になるための申請をした場合について比較し、一覧にまとめたのが表6である。申請から認定までの期間は、Form 1023-EZを使用した場合、数週間と非常に早い。非営利組織にとっては組織規模と負担への配慮されたことにより、免税申請は非常に利用し易いものとなったことがわかる。多くの組織がForm 1023-EZにより容易に免税資格を得ている。認定率については、米国は日本と比較して全体的に高い。また制度として「更新」をする必要がないことも米国の制度の特徴である。このため、一度免税資格を得た後にどのように組織の信頼性を確保するかは、重要な論点であろう。

3.3 Form 1023-EZ に対する批判

Form 1023-EZに記載すべき内容は、制度導入時から若干改定されているが、全体で3頁という書面の分量や記載事項にほとんど変化はない。この分量では、組織の活動についての記述など、重要な内容があまりにも簡略化され、審査が不十分になる恐れがあるという指摘や、制度を悪用されるのではないかとの意見もある。特に近年は、501(c)(3)団体に関連する詐欺事件が生じたことから、批判が強くなっている。

例えば、New York Timesは2022年7月3日に、「76の偽非営利組織が郵便受け(Mail Box)を共有していたが、IRSは76団体全てを承認していた—IRSは非営利制度の門番だが、その審査力の低下により詐欺が横行している」という見出しの記事を出している。この事件では、Ian Hosang氏の詐欺方法が杜撰なものであったにもか

かわらず、IRSが76の組織を501(c)(3)団体として承認したことを問題視している。

記事によると、同氏は株式市場での詐欺の前科があり、業界から追放された後に非営利分野に転向した。そして転向後の長期にわたる非営利分野での詐欺が発覚し、ニューヨーク検察に告発されるに至った。また、この事件でIRSは、アメリカ癌協会(American Cancer Society)から同協会と類似した名前を使った詐欺の可能性について警告を受けていたにもかかわらず同氏の申請を承認したため、IRSの審査能力に対する懸念が高まっているとしている。

一方、IRSは納税者のプライバシーに関する法律を盾に、本件に対する質問への回答やインタビューへの対応も拒否した。そしてIRSが導入した迅速な承認システムは「納税者の負担を軽減し、業務の費用対効果を高めている」との声明を発表したとしている。また、New York Timesはこの事件に対する識者らの意見として、以下を掲載している。

- アメリカ癌協会と関係のない類似名の団体「The American Cancer Society for Children, Inc」などにIRSは承認を求められていた。類似名を使用して有名な非営利組織になりすますことを、税法が禁止していないことには問題である。
- IRSが、不正行為の履歴を体系的にチェックすることができていないことは、IRSの課題である。
- 1023-EZは全3頁で、チェックボックスとミッションを記述する小さな空欄を設けているのみである。IRS職員が詐欺の疑いのある団体を官僚的に管理する余地はほぼ皆無である。申請に対する否認率は旧システムでは申請53に対して1だったが、現在のシステムでは申請2,400に対して1となった。

2019年に納税者擁護サービス(Taxpayer Advocate Service, TAS, 2020)²³⁾は、一部の州で定款をオンラインで無料公開していることに着目し、「定款の不備」を中心に調査を行った。Form 1023-EZの申請者は定款等をIRSに提出する必要はないし、IRSもオンラインで無

料公開されている定款を検索して審査することはない。しかし、調査の結果、納税者擁護サービスは IRS が承認した 46% が実際には 501(c)(3) 団体としての要件を満たしていないとしている。

また、財務省税務管理監査官室 (Treasury Inspector General for Tax Administration, TIGTA, 2022) は、Form 1023-EZ を使用する場合、申請者自身が 501(c)(3) の免税資格を満たしていることを証言 (attest) することを推奨し、現在は Form 1023-EZ に加えて関連書類を提出する必要はないとされているが、Form 1023-EZ に記載された情報で税務上の判断を下すには情報不十分であるとしている。また、申請書の内容も、免税資格の要件を申請者に自覚させるような、教育的なものになっていないと懸念している。

4. 結語

4.1 日米の制度の相違点

日本の認定 NPO 法人と米国の 501(c)(3) 団体とでは、その範囲とするところや制度の考え方そのものもかなり違うと考えた方がよい。制度が成立する文化的・歴史的、あるいは法律的な背景も異なる。また、本稿における米国の非営利組織についての説明は、主に連邦法の観点から行っているが、実際には州が強い独立性を持っていることから、米国の非営利組織の実態を知るには、州法との関係についても吟味する必要がある。

しかし、日本が認定 NPO 法人の制度を検討した時点で、米国の制度を参考としていること、それにもかかわらず現状では米国とは異なり、日本では同制度が積極的に活用されていないことを考慮するならば、「現行の制度のあり方と運用状況の日米の違い」に焦点し、日本が制度上再検討できる部分がないか、比較検討する意義は高い。

日米の制度の違いについて改めて言及すると、まず 501(c)(3) 団体には PC と PF の別がある。PC も PF も税制上の優遇を受ける組織であるが、より公益性が高いと認められる PC の方が税務上の優遇は大きかった。米国のように PC と PF とに分けて免税団体を考えるような制度は日本には存在しないが、PST を通じて団体に対して多くの人々の寄付等があることが公益性の証明とされ、税制優遇のあり方がつながっている点は、制度として米国と日本は類似している。

次に、免税資格申請のあり方だが、米国と日本では大きく異なる。米国も日本も小規模な組織が大半であるが、日本では組織規模の大小にかかわらず、NPO 法人が税制優遇を受けるためには同じ審査が実施され、提出書類も同じものが求められる。事務能力に長けた専門知識を持つ職員等の雇用などが難しければ、申請を試みること自体ハードルが高い組織は多いと考えられる。

一方、米国では組織の規模と負担を考慮した、簡易版

による免税資格申請が可能である。この組織の規模と負担のバランスを考慮するという考えに基づいた制度のあり方は、免税資格申請だけでなく米国では随所に見られる。

また、日本は米国と比較すると、認定申請を行う組織自体が少ない上に認定率が低い。米国にはない更新制度も存在し、申請や更新時の組織の負担は日本の方が大きい。申請・更新の結果、認定が得られないことにより信用を失うことも大きな懸念となっている。つまり、日本は組織にとっての負担が大きい一方で、認定が獲得できず信用を失うリスクが米国よりも高いという状況にある。制度の発足後、20年以上を経ても認定 NPO 法人数が 1,300 法人に満たない理由の 1 つはここにあると考えられる。

4.2 認定 NPO 法人制度の改革への示唆

上記を踏まえ、日米の制度とその運用上の相違点、そして日本で議論となっている問題点から、認定 NPO 法人が抱える課題を改善する手掛かりとなると思われる点について、①組織規模と負担に係る配慮、②認定率、③情報の明瞭さ、の 3 点にまとめる。

まず、①の組織規模と負担に係る配慮についてだが、組織の規模と負担を考慮して制度上に盛り込むことは検討に値すると考える。米国の場合は、免税認定申請書 Form 1023 の典型的な申請書類一式が 50~100 頁に及ぶ一方で、Form 1023-EZ はあまりにも簡易で税制優遇の判断を行うことができるようなものではないとの批判もあった。Form 1023 の迅速な審査を求められたところから急遽制定された Form 1023-EZ の申請書のあり方は、Form 1023 とのギャップがあまりにも大きく、問題が生じている。この点に留意し、組織負担と審査に対する信頼性とのバランスをとり、小規模法人に向けた制度を模索することは有意義であろう。結果としてこのことは、現在約 6 ヶ月を要している認定 NPO 法人に係る審査を軽減し、より多くの認定 NPO 法人に所轄庁が対応可能となることを意味する。

次に、②認定率についてである。日本の現状として、認定 NPO 法人となるために申請する組織が少ない上に、申請した後の認定率が米国よりも低いという点は特筆すべき点である。認定の審査を安易に緩いものにして認定率を上げるようなことは、米国で生じている詐欺事件などの状況からも好ましいものとは言えない。一方で、認定申請を提出した NPO 法人が、認定されるか否かの予測さえ立てることができない状況では、申請することを躊躇せざるを得ず、認定の申請も低迷する。少なくともどのような点が認定の承認・否認の判断となったのか、何かしらの形で開示されて情報が得られれば、認定を目指す NPO 法人にとっては有益である。適切な情報が得られれば、認定を目指す NPO 法人の増加、そして認定率の上昇につながる可能性が高い。

また、③情報の明瞭さについてだが、日本では所轄庁

によって審査の状況が異なるのではないかという議論が持ち上がり、少なくとも数値上は所轄庁によって認定率にばらつきがある。認定自体は各所轄庁の裁量に任されているが、慎重な調査をもとに公平な審査が行われるように提言することは重要であろう。所轄庁は独立した機関であり、横の連携による情報共有は弱いとしばしば言われるが、審査の手法やさまざまなケースにおける判断の根拠など、知見を蓄積して互いに共有する方向性が開かれることは認定NPO法人の制度を支える上では望ましいと考えられる。

内閣府国民生活局（2004）は「認定NPO法人制度の活用増進に向けた課題」の1つに「NPO法人に対する申請手続きや会計処理に対する支援の充実」を挙げている。組織の規模と負担に係る配慮を制度に取り入れることも検討しながら、認定に関する情報が現在以上に提供され、準備を十全に行ったNPO法人が認定を申請し、認定率が上昇してゆくことが望ましいと考えられる。

4.3 本研究の限界と今後の展望

最後に、本稿の限界と今後に向けた展望について述べる。本稿では日米の制度とその運用状況の比較に焦点しながら、認定NPO法人制度の改善の可能と考えられる点について列挙した。しかし、日本において制度がなぜ十分に機能していないのかについては、制度の背景にある日本的文化や日本人の気質等についても、本来であれば検討する必要がある。同時に米国の非営利組織の制度設計の背景には、日本と異なる文化的あるいは歴史的背景があることも十分に考慮しなければならない。これらの点について本論では十分に汲み取れていない。

日本は戦後、特に米国から多くの制度を取り入れながら復興を果たし、急成長してきた。日本に適したものであるか十分に吟味されないまま制度として取り込まれたものも多い。「日本の制度」として成熟させるためにも、日本の文化的・歴史的背景や、日本人の気質等についても検討しながら、認定NPO法人の制度を再検討することが重要であろう。

非営利組織の果たすべき役割はこれから一層重要性を増すと考えられる。官民が協働して地域社会を持続的に発展させるという、日本が目指す方向性に認定NPO法人がより充実した形で関与できるよう、後押しするような制度のあり方が模索されるべきである。認定NPO法人の成長・発展が、次世代の若者たちにとって魅力あるものとなるためにも、認定NPO法人制度を再検討して整備し、拡充していくことが望まれる。

参考文献

雨宮孝子（2000）「NPOの法と政策—米国税制のパブリック・サポート・テストと悪用防止の中間的 制裁制度—」三田学会雑誌 92巻 4号, pp. 91-111

- 今村千樹（2003）「非営利組織における優遇税制の現状と課題—日米の比較検討を手がかりとして—」経済論叢（京都大学）第172巻第1号, 2003年7月, pp. 21-36
- 岩田陽子（2004）「アメリカのNPO税制」レファレンス第54巻第9号, pp. 30-42
- 寄付白書発行研究会（2021）「寄付白書2021」認定NPO法人日本ファンドレイジング協会（編）
- 公益財団法人公益法人協会（2023）「訪米調査ミッション報告書—米国における小規模法人対策と非営利法人会計—」公益財団法人公益法人協会
- 衆議院ホームページ—第211回国会 内閣委員会 第9号（令和5年3月29日）（https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000221120230329009.htm）2024年6月26日閲覧
- 衆議院ホームページ—第177回国会 内閣委員会 第13号（平成23年6月8日）（https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000217720110608013.htm）2024年6月26日閲覧
- 内閣府国民生活局（2004）NPO法人の実態及び認定NPO法人制度の利用状況に関する調査
- 内閣府（2021）「令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」（https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/R2_houjin_report.pdf）2024年6月26日閲覧
- 内閣府NPOホームページ—所轄庁別認証・認定数（<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/kenbetsu-ninshou>）2024年6月26日閲覧
- 内閣府NPOホームページ—認証・認定数の推移（<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>）2024年6月26日閲覧
- 内閣府NPOホームページ—認定NPO法人制度の主な改正の経緯（<https://www.npo-homepage.go.jp/about/seidokaisei-keii/ninteiseido-keii>）2024年6月26日閲覧
- 内閣府NPOホームページ—認定制度について（<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido>）2024年6月26日閲覧
- 内閣府NPOホームページ—認定・特例認定NPO法人数等（所轄庁別）（<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninteihoujin>）2023年10月15日閲覧
- 内閣府NPOホームページ—認定の取得（<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninteiseido/ninteisyutoku>）2024年6月26日閲覧
- 日本経済新聞「認定NPO伸び悩み1%以下、国は制度見直しへ」（2010年7月13日）（https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0903Q_T10C10A7CR0000/）2024年9月3日閲覧
- 日本経済新聞「認定NPO法人、3割が収入1000万円未満 寄付集めに苦勞」（2022年11月7日）（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE030880T00C22A8000000/>）2024年9月3日閲覧
- 非営利法人研究会（編）（2022）「非営利用語辞典」全国公益法人協会
- Candid.（2021）“Key Facts on U.S. Nonprofits and Foundations”（<https://www.issuelab.org/resources/38265/38265.pdf>）2024年6月26日閲覧
- Congrant—認定NPO法人データベース（https://data.congrant.jp/?year=2020-0&place=all&group_name=&sort=DESC&type=total）2023年10月15日閲覧
- Foundation Group—How long does it take to complete Form 1023?（<https://www.501c3.org/frequently-asked-questions/how-long-does-it-take-to-complete-form-1023/>）2024年6月26日閲覧
- Independent Sector（2023）“Health of the U.S. Nonprofit Sector—A Quarterly Review June 30, 2023”（<https://independentsector.org/wp-content/uploads/2023/01/Quarterly-Health-Report-June-2023.pdf>）2024年6月26日閲覧
- IRS（2017）“Form 1023 (Rev. December 2017), Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the

Internal Revenue Code”
 IRS (2018) “Applying for 501(c)(3) Tax-Exempt Status”, Publication 4220 (Rev.3-2018)”
 IRS (2020) “Instructions for Form 1023 (Rev. January 2020)”
 IRS (2020) “Form 1023 (Rev. January 2020), Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code”
 IRS (2021) “Form 1023-EZ (Rev. April 2021) Streamlined Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code”
 IRS (2023) “Instructions for Form 1023-EZ (Rev. January 2023)”
 IRS – Form 1023 and 1023-EZ: Amount of User Fee (<https://www.irs.gov/charities-non-profits/form-1023-and-1023-ez-amount-of-user-fee>) 2024年6月26日閲覧
 IRS – Form 990 Series Which Forms Do Exempt Organizations File Filing Phase In (<https://www.irs.gov/charities-non-profits/form-990-series-which-forms-do-exempt-organizations-file-filing-phase-in>) 2024年6月26日閲覧
 Philip Hackney (2015) “Should the IRS Never “Target” Taxpayers? An Examination of the IRS Tea Party Affair” (<https://core.ac.uk/download/pdf/235281788.pdf>) 2024年6月26日閲覧
 Philip Hackney (2020) “The 1969 Tax Reform Act and Charities: Fifty Years Later” (https://scholarship.law.pitt.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1281&context=fac_articles) 2024年6月26日閲覧
 Taxpayer Advocate Service (2020) “TAS Research and Related Studies-Study of the Extent to Which the IRS Continues to Erroneously Approve Form 1023-EZ Applications”, 2019 Annual Report to Congress
 The New York Times – 76 Fake Charities Shared a Mailbox. The I.R.S. Approved (<https://www.nytimes.com/2022/07/03/us/politics/irs-fake-charities.html>) 2024年6月26日閲覧
 Treasury Inspector General for Tax Administration (2022) “More Information Is Needed to Make Informed Decisions on Streamlined Applications for Tax Exemption” (<https://www.tigta.gov/sites/default/files/reports/2022-10/202310001fr.pdf>) 2024年6月26日閲覧
 Urban Institute (2021) “Nonprofit Trends and Impacts 2021” (https://www.urban.org/sites/default/files/publication/104889/nonprofit-trends-and-impacts-2021_1_0.pdf) 2024年6月26日閲覧

- ⁹⁾ 内閣府ホームページ—認定の取得 (Q3-1-4) 参照。実態確認の法的根拠はNPO法第73条の協力依頼として記載される、「所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる」に依拠するが、実際には認定を申請する立場にあるNPO法人が協力依頼を拒否することは困難である。また、実態確認がどの程度実施されているかについては公開されていないが、筆者の知る限りでは全ての法人が立ち入りの実態確認を受け入れているため、かなり高い確率でこの実態確認は行われている可能性がある。
- ¹⁰⁾ 認定率は(現在数+失効数)/審査済数で算出。失効数は一度認定NPO法人になった法人であり、その後更新しなかったか自ら認定を返上した法人もあると考えられるため、認定率に組み入れた。
- ¹¹⁾ 第177回国会内閣委員会第13号の遠山清彦委員の質問に対する岸本周平委員による回答参照。
- ¹²⁾ 認定NPO法人の公益性の認定は、米国のPSTを参考に団体への多くの人々の寄付が団体の公益性の証明に代替されることになった(特定非営利活動促進法第四十五条、認定の基準)。
- ¹³⁾ Independent Sector (2023) 参照。
- ¹⁴⁾ 本稿では米ドルに関しては全て\$1 = 145円で計算している。
- ¹⁵⁾ Urban Institute (2021) 参照。
- ¹⁶⁾ 非営利法人研究会(編)(2022)「非営利用語辞典」参照。また、執筆時点のForm 1023の最新版は2020年1月版である。
- ¹⁷⁾ Form 1023は、現在使用される2020年1月版と以前の2017年12月版と比較すると、2017年12月版は28頁であり、本文および別表を加えた総頁数は増加している。
- ¹⁸⁾ Foundation Group参照。Foundation Groupは1995年に設立され、非営利組織の支援を目的に、501(c)(3)団体の設立、記帳、州税および連邦税の申告など、50人以上の専門家が毎年全米の何千もの非営利組織にサービスを提供している。
- ¹⁹⁾ IRS (2023) 参照。
- ²⁰⁾ 州政府の登録については別途取得が必要である。
- ²¹⁾ この場合、自動的に免税資格は剥奪される。2011年6月にIRSはこの規定を初めて施行し、免税資格を失った約27万5,000団体のリストを公表している。
- ²²⁾ Treasury Inspector General for Tax Administration(2022)参照。
- ²³⁾ IRS内の独立組織、納税者の公平性、権利の理解の促進のために運営されている。

脚注

- ¹⁾ 非営利法人研究会(編)(2022)「新しい公共」参照。
- ²⁾ 2017年度(2018年3月31日)調査時に活動している、認定・特例認定法人も加えた法人数。
- ³⁾ 内閣府(2021)では、NPO法人は特定非営利活動法人、認証法人は認定や特例認定を受けていないNPO法人、認定・特例認定法人は認定・特例認定を受けているNPO法人と分類して集計している。
- ⁴⁾ 内閣府(2021)よれば、60歳以上の代表者が認証法人(認定・特例認定法人を除く)は67.2%、認定・特例認定法人では72.8%を占めている。
- ⁵⁾ 「内閣府NPOホームページ—認定制度について」参照。
- ⁶⁾ 2023年1月末時点のデータによれば、認定NPO法人はNPO法人全体の2.44%、同じく税制優遇をされる特例認定特定非営利活動法人(特例認定NPO法人、認定NPO法人とは有効期間や更新について相違点がある)を加えても、2.51%にしかならない。
- ⁷⁾ 認定については法的には特定非営利活動促進法の第四十四条1項「特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる」とされている。
- ⁸⁾ Congrantが提供する1,176のNPO法人の2020年度のデータを集計したもの。